

# 平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が国会で成立しました。これに伴い、市民の皆さん一人一人にマイナンバー(個人番号)が付番・通知され、社会保障・税・災害対策などの分野でマイナンバー制度が導入されます。

## Q1 マイナンバー(個人番号)ってなに?

**A** 国民一人一人に一つずつ割り当てられる12桁の番号です。

マイナンバーは、番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されません。大切に管理してください。

## Q2 なぜマイナンバー制度が導入されるの?

**A** 年金、医療、介護などの社会保障制度や税制度など、現在は制度ごとにそれぞれ異なる番号が個人に付けられています。これら複数の機関に存在する個人の情報を、一人に一つ割り当てた個別の番号で管理することで、同じ人の情報であることとを確認するために活用するものです。

マイナンバー制度の導入により、特定の個人に関する正確な情報が迅速に得られるようになることから、行政事務の効

率化や、きめ細やかな支援が行われるようになります。また、市民の皆さんにも申請の際の添付書類が不要になるといった、手続きの負担軽減や本人確認の簡素化などの利便性が向上するメリットがあると考えられます。

## Q3 マイナンバーはどんなことに使うの?

**A** 年金・雇用保険・医療保険の手続きや児童手当その他福祉の給付、確定申告など税の手続き、被災者支援金など災害対策の分野といった、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。

## Q4 マイナンバーはいつ分かるの?

**A** 平成27年10月に、住民票を有する全ての市民の皆さんに12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。平成28年1月から、希望者からの申請

▼問い合わせ先 企画政策課  
☎(32)80005 ㊚(76)50021  
により「個人番号カード」が交付されます。

## Q5 詳しいことを知るには?

**A** 国は10月1日から、マイナンバー制度に関する国民や民間事業者の問い合わせに、ワンストップで対応する「コールセンター」を開設しています。

詳しくは、コールセンターにお問い合わせいただくか、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> をご覧ください。

マイナンバーコールセンター  
▼電話 ☎0570(20)0178  
▼開設時間 平日(年末年始を除く)の午前9時30分から午後5時30分まで

